

介護保険住宅改修実施事業所に 登録いたしました

公益社団法人四街道市シルバー人材センターで行う介護保険住宅改修工事について、平成26年10月1日から導入された『介護保険住宅改修費受領委任払い制度』の適用が受けられます。

簡単にご説明すると、
下図のようになります。



公益社団法人
四街道市シルバー
人材センター
公認キャラクター
「へるぶくん」

©Natsuno Togashi, 2014



※ 事前申請が必要です

【裏面も必ず見てください】

介護保険住宅改修費事前申請制度

要介護・要支援認定を受けた方が、現在居住する住宅において、在宅での生活に支障がないように住宅の改修を行う場合で、心身の状況、要介護度、家族構成、住宅の状況等を勘案して四街道市が必要と認める場合に限り、事前の申請により改修費用の9割が支給される制度です。なお、着工後の申請は対象外となっております。

対象となる方

介護保険の被保険者で、要介護・要支援認定を受けている介護保険料の滞納がない方。

対象となる住宅改修の種類

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 引き戸等への扉の取替え
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 洋式便器等への便器の取替え
- 通路等の傾斜の解消
- 扉の撤去
- 転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）
- その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※ シルバー人材センターで全て対応できるとは限りません。
お気軽に、お問い合わせください。

支給額等

支給限度額は20万円

自己負担が1割（2万円）ですから、最高額は、18万円となります。

※ 20万円を超えた場合は、その超えた部分は全額自己負担になります。

- 制度の利用は、原則1回限りですが、転居した場合や要介護状態が著しく高くなった場合は、再度利用できることもあります。

まずは、担当ケアマネジャー又は四街道市に相談してください